

相模原市監査委員公表第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成26年12月2日に実施した教育局学校教育部の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査を実施した日

平成26年12月2日

2 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成26年12月17日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>学校教育課の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、非常勤特別職職員の通勤等に要する費用に係る費用弁償において、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>1 通勤に要する費用について、交通用具を使用する場合は、通勤届に基づく使用距離に応じ、相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則に定める額を支給すべきところ、通勤届とは異なる使用距離を用いて算定した金額を支給していた。また、交通機関を利用する場合は、通勤に要する運賃の額に相当する額を支給すべきところ、運賃とは異なる金額を支給していた。</p> <p>2 出張に係る費用について、実際に出張した非常勤特別職職員へ支給すべきところ、誤って他の一般職の職員へ支給していた。</p> <p>学校教育課の旅費の支給事務については、平成23年11月の定期監査においても、非常勤特別職職員の通勤に要する費用の算定誤りや、出張に係る費用について本来支給すべき対象者とは異なる者への支給が見られたことから、口頭により注意を行ったところ、厳粛に受け止め対策を講じる旨の回答</p>	<p>非常勤特別職職員の通勤等に要する費用に係る費用弁償の事務において、不適切な事例が見られたことにつきましては、次のとおり措置を講じました。</p> <p>1 通勤届に「算定確認者」「システム入力者」「システム確認者」の各欄を新たに設け、費用弁償の額の算定から人事給与システムへの入力内容の確認まで、複数の担当者で確認するよう改めました。</p> <p>2 支給対象者の確認は、氏名と債権者番号の双方で行うよう改めるとともに、出張命令票と旅費支給対象一覧表を支出命令書回議の際に添付し、決裁権者においても支給対象者に誤りがないことを確認するようチェック体制の強化を図りました。</p> <p>3 平成23年11月の定期監査で口頭により注意を受けたにもかかわらず同様の不適切な事例が生じたことから、再発防止の徹底を図るため、旅費支給事務に限らず、財務セミナーテキスト及び相模原市監査結果を用いて、管理職職員及び財務事務に携わる全職員を対象に研修を実施し、適正な財務事務の執行について周知徹底を図りました。</p> <p>なお、平成26年度学校教育部定期監査終了後に開催した部内会議に</p>

を得ていた。しかしながら、今回の定期監査においても、同様の不適切な事例が見られたことは、遺憾と言わざるを得ない。

旅費支給事務に当たっては、早急に実効性のある再発防止のための必要な措置を講じるとともに、担当職員及び管理監督者の意識改革を図り、適正な事務の執行をされたい。

において、財務事務執行に際してのチェック体制、決裁時の承認体制等について、管理監督者の責務をもって再度点検を行うよう学校教育部長から部内各所属長に指示し、各所属において再点検を実施したことを確認いたしました。

今後につきましては、このような事務処理ミスが発生しないように部長を筆頭に部全体で適正な事務執行に取り組んでまいります。